

自治基本条例提出意見取りまとめ結果

資料1

項目	No	条文	委員からの意見	事務局の考え	備考
条文に関する	1	前文	「協働」は共に行動することを考えており、「協創」は理念や結果と考えている。そのため、「協創の考え方を共有しながら」を「協創の考え方を共有し、協働して」としてはどうか。	「ともに協力し、ともに活動すること」と定義された「協働」を一步先に進めて、活動の成果まで含めたものが「協創」であると定義しており、「協創」の考え方には「協働」が含まれるものと考えています。従いまして、改正案でお示しする「協創」のみの記載で、いただいた御意見の趣旨が表現できていると考えています。	
	2	前文・第1条	「誰もが主役のまちづくり」について、「誰も」は個別の意である。そのため、複数を意味する「みんな」としたほうが良いのではないか。	条例である点に鑑み、法令等でも一般的な表現である「誰もが」を使用しています。	
	3	第1条	「市民が主役のまちづくり」は、条例解説の「はじめに」に記載してあるとおり「市民本位のまちづくり」という意味であり、「市民が主役となってまちづくりを行う」という意味ではないと思うが、「市民が」を「誰もが」に改正すると「いろいろな立場の人が主役となってまちづくりを行う」という意味になると考える。ただ、単純に置き換えるだけでいいのか。	本市のまちづくりにおいては、最も基本となる考え方に「協創」を据えています。協創の定義は、市民だけに留まらず、地域や団体なども含め、本市に関係する主体がともに額に汗する中で、より良いまちづくりの実現といった成果に結びつけるといった点にあると考えます。この考え方は、自治基本条例を策定した際には存在しておらず、策定後に時代の変化に応じて、市が進むべき方向性として設定したものです。こうした、まちづくりの大きな方針を踏まえて、条例の前文及び第1条にある「市民が主役のまちづくり」について、より広い主体を対象とする「誰もが主役のまちづくり」としたいと考えています。	
	4	第2条	「市民等」の定義の中に、改正前であれば、本市のまちづくりに参加する・しないに関わらず、常に本市と関わりのある者で、かつ、特定できる者が定義されていたが、改正案のとおり「まちづくりに参加するもの」を加えることで、一時的に本市のまちづくりに参加する者を含めてしまうと、他の条文の中で整合性がとれない部分が出てくるのではないかと。また、協創の考え方の中には、市外で本市のまちづくりに参加する者も必要かもしれないが、自治基本条例の中に含める必要があるのか疑問がある。仮に必要であるならば、「市民等」の中に含めずに別に定義して、必要と思われる条文に加えたほうが良いのではないかと。 【例】 ○ 第2条第7号 「市民等にとって安心安全な生活環境の実現」 ○ 第30条 「市民等は、…公共的民間団体…の活動に参加するよう努める」 ○ 第32条第1項 「市は、市民等の安心かつ安全な環境を維持するため、…危機管理体制を確立」 ○ 第33条第1項 「市は、市民等が共有している問題を解決するために…共通の課題解決に努めるものとする」 ○ 第33条第2項 「市は、市民等にとって必要な政策課題の実現のため…政策提言又は要望を行う」	前文及び第1条にある「誰もが主役のまちづくり」と連動し、市外にいながら本市のまちづくりに関係する主体についての記載が必要と考えます。人口減少が進んだ昨今、市のまちづくりにおいては、交流人口や関係人口といった立場で関わる方の存在が重要な要素になるなど、自治基本条例が策定された10年前とは、社会情勢にも変化が生じていると考えており、そうした変化に伴う見直しと捉えています。また、例示いただいています条例内の整合性につきましては、いずれも、主たる生活実態が市外である人に対し、規定することに対して違和感に繋がるものと理解した上で、事務局といたしましては次のとおり考えます。 ○第2条第7号 「市民等にとって安心安全な生活環境の実現」 生活の意味は、生きて活動することであり、「市民等」の対象に、現在も通勤・通学者といった市外居住者を含む点に鑑み、まちづくりの推進に当たって新たに関係する主体にまでその対象を広げたとしても、条例内の整合性が損なわれるものではないと考えます。 ○第30条 「市民等は、…公共的民間団体…参加するよう努める～」 ○第32条第1項 「市は、市民等の安心かつ…危機管理体制を確立～」 ○第33条第1項 「市は、市民等が共有している…課題解決に努める～」 ○第33条第2項 「市は、市民等にとって必要な…政策提言又は要望を行う」 例えば関係人口に代表されるような、一時的に本市のまちづくりに関与する主体であっても、公共的民間団体の活動への参加は可能である点や、そうした立場で本市に関わっていただく方の安心・安全は守られるべきである点等に鑑み、条文の対象に含まれることで整合性が損なわれるものではないと考えます。	
	5	第2条	第2条において、「市民」、「市民等」の定義づけが行われ、前文や本文中にも各所においてこれらの用語が用いられていますが、この2つの用語の使い分けをどのような基準においておこなっているのか。	第1条の目的達成のための基本理念を規定する第3条及び市民の権利を規定する第5条、市民の責務を規定する第6条の条文に基づくほか、各条の条文内容に鑑み使い分けがされています。	
	6	第2条第2号	改正案では、「市内に事業所を有する者及び市外に事業所を有する者で本市のまちづくりに参加するもの」となっているが、長文となっているため、「市内及び市外に事業所を有する者で本市のまちづくりに参加するもの」としてはどうか。	「市内及び市外に事業所を有する者で本市のまちづくりに参加するもの」と改正した場合、今現在において、なんらかの理由でまちづくりに参加できていない市内の事業所が「市民等」に含まれない改正になるため、改正案のとおりとさせていただきたいと考えています。	

項目	No	条文	委員からの意見	事務局の考え	備考
るもの	7	第2条第6号	前文で指摘したとおり、「協働」の言葉を残してはどうか。それに伴い改正案の「協創」を第7項に、原文の第7項を第8項にしてはどうか。	「ともに協力し、ともに活動すること」と定義された「協働」を一步先に進めて、活動の成果まで含めたものが「協創」であると定義しており、「協創」の考え方には「協働」が含まれるものと考えています。従いまして、改正案でお示しする「協創」のみの記載で、いただいた御意見の趣旨が表現できていると考えています。	
	8	第4条	「この条例の趣旨を生かさなければなりません。」を「この条例の趣旨を遵守しなければなりません。」	「遵守」は「規定・道徳・法律などに背かずよく守ること」という意味になります。条文に「他の条例又は規則の制定又は改廃」といった記載があり、条例に上下関係がないことから、自治基本条例に他の条例を遵守させる文言をいれることは難しいと考えています。	
	9	第8条	第8条では、青少年の権利について「18歳未満の青少年は、(中略)年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。」と定めているが、まちづくりというものや、「自分の住むまちをより良いものにしたい」という気持ちに年齢は関係ないと考えられる。小さい子供であっても、参画したい、ポスターやキャッチコピーの発案など、できることから始めたいと考えているかもしれないため、「子供にはできることが少ないが、あえてまちづくりに参加してもらう」という考えではなく、「子供だからこそその考えや意見、価値観などがあるから、積極的にまちづくりに参加してもらう」という考えをベースにするべきである。そして、そのようにして行ったまちづくりは、多方面に刺激を与え、まち全体が活気のあるものになると考えられる。以上のことから、「年齢に応じて」の部分「その意志に応じて」や「その意志に応じて、周囲の協力を得ながら」と改正することを検討する必要があるのではないかと。	この条文が意図するところは、正にいただいた御意見のとおりだと考えています。ただ、この条文の設定理由、条文において叶えようとしていることは、青少年にもまちづくりに参加してもらうに当たり、大人側がしっかりそのことを認識し、受け入れる環境を整備することの原則化だと考えています。御意見にもあるとおり、「子どもならではの考え方や方法でまちづくりに参加して欲しい、そのために何歳であってもまちづくりに参加できることを条文化しましょう。」という考えが策定時に、この条文に込められた想いであると理解していますので、策定時の意思も尊重し、原文の内容を継続したいと考えています。	
	10	第8条	18歳未満の年齢をいれる必要があるのか。青少年のみの記載でよいのではないかと。また、第8条に青少年の育成などを条文を追加した方がよいのではないかと。	「青少年」という呼称を定義する法律はないため、年齢要件の記載がなくなると、青少年が具体的にどの世代を指すのかが不明確になります。また、第8条は、青少年がまちづくりに参加する権利を規定することを趣旨とする条文であるため、現行の内容を継続したいと考えています。	
	11	第9条第3項	改正案では、「協創の考え方にふさわしい議会」とされているが、「協働・協創のまちづくりの時代にふさわしい議会」にしてはどうか。「協創」は理念と考えているため、「協働」を記載することで、形や成果が見えると考えられる。	「ともに協力し、ともに活動すること」と定義された「協働」を一步先に進めて、活動の成果まで含めたものが「協創」であると定義しており、「協創」の考え方には「協働」が含まれるものと考えています。従いまして、改正案でお示しする「協創」のみの記載で、いただいた御意見の趣旨が表現できていると考えています。	
	12	第27条	改正案では「協創の考え方に基づき取り組みます」となっているが、「協創の考え方に基づき協働して取り組みます」にしてはどうか。	「ともに協力し、ともに活動すること」と定義された「協働」を一步先に進めて、活動の成果まで含めたものが「協創」であると定義しており、「協創」の考え方には「協働」が含まれるものと考えています。従いまして、改正案でお示しする「協創」のみの記載で、いただいた御意見の趣旨が表現できていると考えています。	
	13	第29条・第30条	「協働」と「協創」を融合した表現に変更してはどうか。	「ともに協力し、ともに活動すること」と定義された「協働」を一步先に進めて、活動の成果まで含めたものが「協創」であると定義しており、「協創」の考え方には「協働」が含まれるものと考えています。従いまして、改正案でお示しする「協創」のみの記載で、いただいた御意見の趣旨が表現できていると考えています。	
	14	(危機管理)第32条第4項	「地震や洪水などの大規模災害時には、住民の安全の確保を最優先とし、避難場所の確保、避難経路の安全性などを常時定めておく」を追記してはどうか。	第32条第1項において「市は、市民等の安心かつ安全な環境を維持するため、緊急時に備え、総合的かつ機能的な活動ができるよう危機管理体制を確立しなければなりません。」と記載があり、この度、御提案の第4項も含まれると解されることから、現条例で対応できると考えています。	

項目	No	条文	委員からの意見	事務局の考え	備考
市政運営等に関するもの	15	第21条	対話の日、市政説明会の年間計画はありますか。	現在のところ「市政説明会」については予定はありません。また、「対話の日」については平成29年8月において廃止となり、「まちづくり懇談会」を新たに設定し、市民の御意見等を伺う機会及び必要に応じて市政について説明機械の確保に努めています。	
	16	(危機管理) 第32条	大規模災害発生時において、市の指定避難所に全ての市民等を避難させることは、避難中の被災を増加させる懸念があるため、地域の実情、災害の種別等により、より細かな避難経路の設定や指導が必要になるのではないかと。	市の指定避難場所は現在、校区別に指定をさせていただいております。災害発生直後においては、地域の実情、災害の種別等により、細かな避難経路等の設定が必要になると考えています。 また、近年、激甚化の傾向にある自然災害等から、市の取組だけで全ての市民の生命や財産を守ることは難しいと考えており、自助・共助・公助の3つの考え方において基本に対応することが必要と考えています。市としては、自治会や防災士等の皆様と協創の考えの下、必要に応じて適切な対応に取り組んでまいります。	
	17	第9章 第32条	市民等の生命や財産等を災害から守るための各地域の現状等をきめ細やかな指導をお願いしたい。		
	18	第33条	市は現在、姉妹都市との活動交流はどのようになっていますか。	本市は平成6年に小野田セメント(株)と秩父セメント(株)両社が合併したのが縁で、平成8年に姉妹都市提携を結んでいます。今日までの主な交流活動といたしましては、「秩父吉田の龍勢」が国の重要無形民俗文化財に指定されたことを受けて本市からお祝いメッセージを送付を行いました。令和2年には秩父市より、秩父市の歴史等がまとめられた『新秩父市誌』が贈られるなど、交流を続けています。今後において両市の友好関係が更に深まっていくよう、引き続き交流の推進に努めてまいります。	
	19	第34条	中学生の国際交流はどのようになっていますか。	中学生の国際交流の一環として、令和4年度に友好30周年を迎えたオーストラリアのモートンベイ市との間で、市内の中学校生徒による交流事業を実施してきました。令和2年度から令和4年度までの3年間は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっていますが、若い世代の国際交流の機会が失われないよう、現在、オンラインで交流できる機会を持てるよう取り組んでいるところです。今後は、コロナウイルスの状況を鑑みながら、実際にモートンベイ市を訪れる事業の再開を検討してまいります。	
	20		内容が現行の条例と比べ、まちづくりに関わる全ての方面の人々に更に寄り添ったものとなっていると思います。あとは、条例内容を周知し、条文に明記した通りの運用を実施するのみであると考えます。	今後の周知については、広報及び市のHPでの周知をはじめ、総合計画や協創によるまちづくりの出前講座において自治基本条例との関係及び重要性について周知に努めていきたいと考えています。	